

報告第16号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第9号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年10月14日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和7年9月21日未明、札内さかえ保育所の敷地内に設置していた遊具を保管するテントが、強風にあおられて飛ばされ、道路西向かいの住宅北側の壁に衝突し、塗装を損傷させる事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額

44,000円

3 損害賠償の相手方

町内在住の方